

〒105-6090

東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー12階

カジノ管理委員会事務局意見募集ご担当者様

「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案」に関する意見

2021年5月6日

一般社団法人日本観光・IR事業研究機構

理事・事務局長 池田 剛

電話番号：03-3222-7960

E-mail：ikedajapan-ir.org

「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案」等の膨大な規則案を立案されたご努力に深く敬意を表し、感謝申し上げます。

カジノ業務の清廉性等を確保し、またIR業務が円滑に運営できるようにするため、以下の通り、一般社団法人日本観光・IR事業研究機構の意見を提出いたしますので、どうかよろしくお願い致します。

「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案」に対する提言

No.	タイプ	項目	条文番号	内容（※2）
1	要望	カジノ行為の種類	第3条1項	<p>カジノ行為は、代表的なゲームを派生させて、新たに生まれるものもあります。新規に許容されるカジノ行為について、カジノ管理委員会管理のもとを前提に、柔軟に追加・変更することが可能となるようご検討いただけませんか。</p> <p>例えば、民間事業者から新規のカジノ行為について、カジノ管理委員会へ提案を行えるような制度を設けていただくことを提案します。</p>
2	確認	カジノ行為の種類	第3条1項	<p>10号「電子ゲーム」中の「・・・を除く。」：1～9号の種類に係る電子テーブルゲーム（ディーラー操作式を含む。）はそれぞれの号の種類で読むという理解でよいでしょうか。</p>
3	要望	共同保有者	第5条第2項一号イ	<p>共同保有者には、組合（例：匿名組合、投資事業有限責任組合（LPS））により設置運営事業者へ出資する場合、組合のすべての出資者を含むことにはしないでいただきたいと考えます。</p> <p>組合に出資するすべての出資者が共同保有者とされると、資金調達の手段が限定されてしまいますため、組合の出資の過半を占めている出資者に限定して、特別の関係を判定して頂くことを提案します。</p>
4	要望	カジノマネジメントシステムの国産及び統一規格	第7条種別10別表第三第4条4項4	<p>カジノ管理業務の中枢をなすカジノマネジメントシステムは、入退場システムとの連動の必要性からも、国内統一規格で、なおかつゲーム機器メーカーに左右されない独立性の高い国産のシステムの導入を規定すべきであると考えます。</p>
5	要望	<p>カジノ事業免許申請の添付書類</p> <p>特定カジノ業</p>	<p>第8条6項9号ロ（2）の別記第8号様式（206頁以降）及び（3）の別記第10号様式（215頁以降）</p> <p>第115条3項5</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・211頁3「暴力団関係」：日本の法律の暴力団等だけでなく、212頁の「有罪判決」と同様に、「外国におけるこれらに相当するものを含む。」とすべきです。（なお、212頁5「カジノ事業等」は、207頁の「カジノ事業等」の定義で「外国におけるこれらに相当するものを含む。」となっています。）</li> <li>・220頁2「暴力団関係」：上記に同じです。</li> <li>・248頁注1「暴力団員」及び注2「暴力団」：上記</li> </ul>

		務の従業者の確認の申請の添付書類	号の別記第 34 号様式 (246 頁以降)	に同じです。
6	要望 / 確認	支配的な影響力	第 8 条 7 項 第 97 条 4 項	<p>・文中の「支配的な影響力」の定義及び判断基準について、ガイドライン的な指標を定め、開示することをご検討ください。</p> <p>・また、「支配的な影響力」に基づいて質問票を要求する場合、これは法人としての 8 号様式のみが求められると理解しており、10 号様式は不要と判断していいか確認させてください。</p>
7	要望	定款変更その他カジノ管理委員会の承認を得る行為	第 27 条他	<p>カジノ管理委員会に対し承認を得る各手続は、規則第 18 条第 6 項の準用により、承認・不承認が申請者に書面で通知されることを想定しています。</p> <p>当該申請について、カジノ管理委員会でも、行政手続法第 6 条に定める「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を定めていただくよう求めます。</p> <p>また、事前にカジノ管理委員会へ、相談・確認する制度を設けて頂くことを提案します。</p>
8	要望	認可主要株主等 (法人等であるものに限る。) の役員変更	第 34 条	<p>特に認可主要株主等が上場企業等の大会社である場合、社外役員の人選等に時間がかかることが想定されます。</p> <p>その準備期間を確保するため、カジノ管理委員会においても、行政手続法第 6 条に定める「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を定めていただくよう求めます。</p>
9	要望	株主等の社会的信用確保のための措置	第 36 条 1 項	<p>同項各号の措置を事業者が講じることは当然ですが、都道府県警察等に対し、これらの措置に必要な情報提供等積極的に協力するよう指導していただきたいです。</p>
10	確認	株主等の社会的信用を確保するための措置	第 36 条他	<p>株主等や契約先の「社会的信用」の視点は、「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準 (案) 第一」に例示さ</p>

				<p>れている下記の視点と同じ理解でよろしいでしょうか。</p> <p>① 暴力団との関係の有無・内容</p> <p>② 法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容</p> <p>③ 社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容</p> <p>④ 経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容</p> <p>⑤ 他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容</p>
11	要望	株主等の社会的信用を確保するための措置	第 36 条	<p>カジノ事業者の株主等の社会的信用を確保するための措置として、規則第 36 条第 4 号では、「議決権等の保有者になろうとする者の属性の確認を行うなど、これらの者に関する情報を収集」とされているが、事前に属性確認をすることを求められた場合、カジノ事業者の株式を上場することは困難になることが想定されます。</p> <p>同条第 1 号ロにおいて、「議決権等の保有者から当該者を排除するための方法を定める措置」で事後的対応に留め、株式の上場ができる限り可能となるような規則・制度設計を要望します。</p>
12	確認	顧客への情報提供義務	第 46 条 5 号	<p>「入場者に対して、その求めに応じて、当該入場者のカジノ行為に関する使用金額及び利用時間に関する情報を提供するよう努めること」とありますが、この努力義務はロイヤリティプログラムなどを設ければ満たされるものなのか確認願います。</p> <p>ただし、この場合におきましてもテーブルゲームにおけるカジノ行為の捕捉は困難であり、スロットや ETG に限定されるということをご理解ください。</p>
13	確認	カジノ事業者間の相互連携	第 49 条 1 項 5 号	<p>自己排除、家族排除、その他依存症の悪影響の恐れがあるものの排除に関連してカジノ事業者間の相互の連携や協力を求められていますが、これは具体的にどこまで行うべきかを示していただきたいと考えます。</p>

14	要望	入退場時の本人確認等 入場禁止対象者の利用防止の措置	第 51 条 2 項 第 54 条 1 項	カジノ事業者が収集等する暴力団員等の識別に資する情報等、都道府県警察との連絡について、都道府県警察等に対し、これらの措置に必要な情報（データベース等）提供等積極的に協力するよう指導していただきたいです。 例えば、「カジノ事業者から都道府県警察に対し、暴力団員等のチェック・照会が可能」となることを規則に明記していただきたく提案いたします。
15	要望	入退場時の本人確認等	第 51 条	本邦内に住居を有しない日本人の場合、旅券にて本人確認としておりますが、ローマ字表記のみでの確認の場合、正しく反社勢力等の照合確認などが行えず、入場させてはならない者の判別や、マネーロンダリング回避の観点からも、日本語表記による補完書面での確認等を検討いただきたいと考えます。
16	要望	ディーラーへの Tip	第 56 条 1 項 2 号	諸外国ではディーラーの給与体系が非常に低く、顧客からのチップを通じて一定の給与水準を保っている。そのため、諸海外のプラクティスを参考に、ディーラーへ直接提供することは認められずとも、提供を受けたチップをプールして、最終的にディーラーの給与になるような仕組みを認めていただきたい。
17	要望	チップ等の支払手段	第 56 条 3 項	チップの交付等を受ける方法として、徹底的な透明性を確保するためにも、チップ保有者管理・追跡・規制等が容易であるキャッシュレスによるチップの交換を検討していただきたいと考えます。  また、COVID19 後の感染症対策でもある非接触型の遊技等を考慮し、また、マネーロンダリングの観点から「徹底的な透明性」を確保にするためにも、対象には使用者追跡が容易であるとされているデジタル通貨や暗号通貨等を考慮・検討いただきたいと考えます。
18	要望	スマートフォンの利用	第 56 条 1 項号イ	「電話機そのほかの有線通信機器器具または携帯電話端末・・・を使用しながらカジノ行為を行うこと」が禁止されていますが、諸外国のプラクティスを見てもスマートフォンの使用を禁止している場所はない

				く、これを禁止する理由が見当たりませんので、許容いただきたいと考えます。
19	要望	返済能力に関する調査	第 83 条 2 項二	特定資金貸付業務を行う際の返済能力に関する調査で求められている源泉徴収票はかなりセンシティブな個人情報であり、第三者がその写しを取得できることは実務上難しいと考えます。そのため、外国人顧客の場合と同様、自己申告で足りるという取り扱いにすべきではないかと考えます。
20	要望 / 確認	カジノ事業者が行う業務の委託	第 93 条	<p>カジノ施設と金融機関の間の現金輸送は、法第 93 条の「カジノ業務」そのものではないので、これに該当しないことをご確認ください。</p> <p>(こうした輸送は、カジノ事業者や金融機関が自ら行うわけではなく、外部に委託するのが通例です。法第 95 条 1 項 2 号で読むということをご確認ください。)</p> <p>仮に該当するということであれば、規則第 93 条の各号列挙にこうした輸送を追加すべきです。</p>
21	要望	カジノ事業者が行う業務に係る契約	第 94 条から第 100 条まで	<p>法第 3 章第 6 款は、カジノ施設以外の諸施設に関する契約について課す義務が広範かつ詳細にすぎるため、規定されている許認可等の諸手続をすべてあまりにも杓子定規に実施すれば当局並びにカジノ事業者及びその契約相手方の三者に過大な負担をかけることとなります。この場合、却って、厳しく規制を行うべきカジノ施設について規制の実施にかけるべき労力がおろそかになり、またカジノ施設以外の諸施設の運営に支障をあたえかねません。従って、これら諸施設の運営が円滑に行えるよう、事業の清廉性に重点を置きつつも、重要性の低いものについては効率的な規則の制定と運用をお願いします。</p> <p>(清廉性重点の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 97 条に規定する契約の相手方の点検等：都道府県警察等に対し、特にカジノ施設に関する業務については情報提供等積極的に協力するよう指導する。</li> </ul> <p>(カジノ施設以外の諸施設について効率の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第 95 条 1 項 2 号及び 4 号の契約のうち、5 号に基づく規則 96 条に規定する期間又は金額を超えな</li> </ul>

				<p>いものは、特に効率的に規則を運用する。</p> <p>・MICEのオーガナイザーは法第95条1項4号の賃貸を受けるとしても、個々の出展等は法第100条に該当しないと解釈する。</p>
22	確認	契約の届出	第98条	<p>契約期間が1年以下、かつ契約金額が3億円以下であれば、風俗営業等、旅館業、建設業、旅行業等は、法第95条の認可は必要ではなく、法第99条の事後届出でいいということでしょうか。</p>
23	要望	カジノ行為関連景品類の記録	第107条2項	<p>カジノ行為関連景品類提供に関する情報を3年間保持することは事業者の過度な負担につながります。実務上対応可能な規制に緩めていただく必要があります。</p>
24	要望 / 確認	現金取引の届出	第110条2項及び244頁別記第31号様式	<p>様式の3(3)、4(1)及び(記載上の注意)9、10の関係がわかりにくいので、整理して修正いただきたいです。</p> <p>3(3)の種別ごと、営業日ごとに100万円を超える現金の受払いがあった場合、別々の届出をすることだと理解しておりますが、このとき、3(3)のイからへのいずれかーについて4(1)の内訳とは何でしょうか？ (トなら景品類の種類が複数の場合、その内訳を種類ごとに示すことになると思いますが)</p>
25	要望	データベースの保管に関する規定	第10条9号ホ(1) 第51条7項 第54条1項3号 第56条1項10号 第64条2項 他	<p>サーバ管理や電磁的記録の保管等に関わる情報管理に関し、入退場記録、マイナンバー、顧客データ、金融業務等に関わる電子データの管理を考慮すると、安全上の理由から日本国内での情報管理を規定することが必要であると考えます。</p>
26	要望	株主総会、種類株主総会、社員総会、評議会、取締役会理事会等議事録写し提出義務	別記第八号様式第2の(5)	<p>カジノ事業者以外の申請者が別記第八号様式を提出する際に、過去5年間に亘り、これらすべての議事録を提出することは現実的ではないと考えます。提出対象を絞り限定することが現実的だと考えます。</p>